

# クラブゼルビスタ 会員規約

## 第1条【適用範囲】

- 1.本規約は、株式会社ゼルビア（以下「当社」という。）が運営する「クラブゼルビスタ」（以下「本会」という。）について、会員及びメンバー（以下「会員」という。）の利用に関する一切に適用されるものとする。
- 2.会員は、本会の提供するサービス（以下「本サービス」という。）を利用する都度、本サービスに関して通知される情報、注意事項等を確認する。会員は、本サービスを利用することにより、本規約の全ての記載内容について同意したものとみなす。

## 第2条【本規約の範囲】

当社が、本規約の他に別途定める各サービスの利用規約等（以下総称して「利用規約等」という。）も、その目的の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとする。本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが矛盾する場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとする。

## 第3条【本規約等の変更】

- 1.当社は、本規約をいつでも変更することができる。この場合、当社は、公式サイトへの掲載その他の適切な方法にて、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を周知する。
- 2.当社は、本サービス及びこれを構成する各種特典について、会員種別に関わらずいつでも変更又は中止することができる。

## 第4条【会員資格等】

- 1.会員は、別途定める方法にて入会申込みを行い、当社が入会を承認した次の資格を満たす者とする。
  - (1)日本国内に住所を有すること
  - (2)本規約に同意すること
  - (3)未成年者については、親権者の同意があること
  - (4)ジュニア会員への入会申込者については、入会する年の4月1日時点で17歳以下であること
- 2.当社は、入会申込者が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本会の入会を承認せず、又は承認を事後的に取り消し、若しくは退会処分をすることができる。
  - (1)入会申込者が、本会所定の方法によらずに申込みをした場合
  - (2)入会申込者が、本サービスを利用する本人でない場合
  - (3)入会申込者が、過去に、本規約又は利用規約等に違反した者である場合
  - (4)入会申込者が前項の資格の全部又は一部を満たさないことが判明した場合
  - (5)反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団ならびにその関係団体をいう）の組員、構成員もしくは関係者に該当する場合
  - (6)申込内容に虚偽の記載があったことが判明した場合
  - (7)入会申込者が実在しない場合
  - (8)入会申込者による入会申込みの目的が、ダフ屋行為（入場券等の不当な売買行為等をいう。以下

同じ。)又はショバ屋行為(座席等の不当な占拠行為等をいう。以下同じ。)である場合、又は入会申込者がダフ屋行為又はショバ屋行為の常習者であると当社が判断した場合

(9)過去に本会の申込みについての承認が取り消され、又は退会処分を受けている場合

(10)本規約又は利用規約等のいずれかの条項に違反した場合

(11)入会申込者が、他のクラブからスタジアム等への入場禁止処分を受けている場合

(12)その他、当社が会員として不適切と判断した場合

## 第5条【自己責任の原則】

1.会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何らの損害も与えてはならないものとする。

2.本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとする。

## 第6条【禁止事項】

当社は、会員が次の行為を行うことを禁止する。

(1) 本会及び本サービスの内容に関する著作権、商標権等の知的所有権、肖像権若しくはプライバシー権を侵害する行為又はそのおそれがある行為

(2) 第三者になりすまして本会に入会する行為

(3) 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為

(4) 会員証、会員情報カード、会員番号、各種特典若しくは本規約に基づく会員としての地位を、第三者に対して貸与、譲渡、転売、使用許諾、名義変更し、又は質権その他の担保に供する行為

(5) 本会若しくは本サービスを利用した営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(6) 当社又は第三者を誹謗中傷する行為

(7) 当社又は第三者に不利益を与える行為

(8) 本会の運営を妨げるような行為

(9) 前各号の他、本規約、利用規約等、法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそれらのおそれがある行為

(10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

## 第7条【年会費】

1.年会費は、次の各号に定めるとおりとする。会員は、毎年1回、所定の方法で年会費を支払うものとする。

(1) ゴールド会員 11,000円(消費税を含む)

(2) ブルー会員 3,500円(消費税を含む)

(3) ジュニア会員 1,000円(消費税を含む)

2.一度納入された年会費は、本規約又は本サービスの変更、会員資格の停止、退会処分、本会の閉会、その他いかなる場合においても返金しない。

- 3.年会費の支払いに要する振込み手数料その他の費用は、会員の負担とする。
- 4.年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示する。なお、当社にて会員の承諾を得ることなく消費税率の変更等に伴い金額を改定できるものとする。

#### 第8条【有効期間】

会員資格の有効期間は、会員証発行の日よりその日の属する年の12月末日までとする。

#### 第9条【会員証】

- 1.当社が入会を承認する場合、会員毎に会員番号を設定し、会員証を1枚発行する。ただし、会員が当該会員番号を選択することはできないものとし、会員証は、会員本人に限り使用可能とする。
- 2.会員証は、次年度以降も会員資格を継続する場合は当該会員証を継続使用とする。
- 3.会員証は、会員による本サービスの利用に際して必ず提示するものとし、当該提示がない場合、本サービスを受けることができないものとする。
- 4.会員は会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに「クラブゼルビスタ事務局」宛に連絡するものとする。
- 5.前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、再発行手数料1,500円（会員情報カードの再発行手数料を含む）を当該希望者が負担することにより、当社は、会員証を再発行する。また会員証を紛失等した場合、会員番号も変更となり会員情報カードの再発行も必要となるものとする。

#### 第10条【会員情報カード】

- 1.当社が入会を承認する場合、会員毎に会員情報カードを1枚発行する。会員情報カードとは、会員名、会員番号、会員カテゴリー、シーズンパス席種(シーズンパス販売時のみ)、などを記載したカードを指し、会員情報カードは、会員本人に限り利用可能とする。
- 2.会員情報カードは、年に1回発行し、次年度以降も会員資格を継続する場合は新たな会員情報カードを発行する。
- 3.会員情報カードは、会員による本サービスの利用に際して必ず提示するものとし、当該提示がない場合、本サービスを受けることができないものとする。
- 4.会員は会員情報カードの紛失、盗難等の場合、直ちに「クラブゼルビスタ事務局」宛に連絡するものとする。
- 5.会員情報カードの紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、再発行手数料1,000円を当該希望者が負担することにより、当社は会員情報カードを再発行する。

#### 第11条【会員個人情報の変更】

- 1.会員は、入会手続きにおいて登録した住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更が生じた場合は、遅滞なくその内容をハガキ等の郵便物、電話連絡、電子メール等により「クラブゼルビスタ事務局」宛に届け出ることとする。
- 2.婚姻等による姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は、入会申込時の届出内容である氏名を変更することはできないものとする。

3.入会申込時の届出及び変更届出の内容に関する責任は全て会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、電子メール、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負わないものとする。

## 第12条【会員情報】

1.当社は、会員に対する情報（会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、本サービスの利用履歴等会員に関する情報をいう。以下「会員情報」という。）を取得することができるものとする。

2.当社は、会員情報を次の利用目的で利用することができるものとする。

- (1) 本会における記念品等の商品を発送するため
- (2) 本会の特典を提供するため
- (3) 当社又は提携先等の第三者の商品・サービス等に関する広告宣伝、各種お知らせ、その他の情報を会員宛に電子メール、郵便等により送付するため
- (4) 本人確認のため
- (5) 問い合わせ、苦情対応のため
- (6) アンケートの実施、マーケティング・市場動向等の調査研究のため
- (7) 懸賞、キャンペーンの実施のため
- (8) 会員個人を特定することができない形式により対外統計資料として提供するため
- (9) 個人情報保護法その他の法令により認められる方法により利用するため

3.当社は、会員情報を、会員の同意を得ずに第三者に対して提供しないものとする。ただし、次の項目のいずれかに該当し国内又は外国にある第三者に提供する場合はこの限りでない。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内で、会員情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って会員情報が提供される場合
- (3) 国若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 法令に基づき請求される場合
- (5) その他サービスの運営上必要であると当社が判断する場合
- (6) 個人情報保護法その他の法令により認められる場合
- (7) データ分析ツール等を用いたマーケティング活動を実施することを目的として、Jリーグ（公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びにその関連会社及び同社の子会社をいう。）に対して、ファンクラブ、シーズンパス、チケット購入者、チケット利用者の個人情報の全部又は一部（会員氏名、住所、電話番号、性別、年齢等）を提供する場合

## 第13条【会員資格等の停止】

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、会員に対して事前に通知することなく、会員資格、当該会員に対して当社が発行した会員証及び会員情報カードの使用を停止することができる。

- (1)当社の保有する会員情報により、会員と連絡を取ることができない場合
- (2)会員資格が第三者により不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
- (3)第4条第2項各号のいずれかに該当する場合
- (4)前各号のほか、当社が緊急かつ必要と判断した場合

#### 第14条【退会】

- 1.会員本人から退会の申し出がない限り、毎年継続の案内を送付するものとする。
- 2.当社は、第4条第2項の定めに基づき、当該会員に事前に通知することなく、退会処分を行う場合がある。

#### 第15条【閉会】

当社は、やむを得ない事情があるときは、事前に公式サイトへの掲載その他の適切な方法にて通知することにより、本会を閉会し、会員に対する本サービスの提供を中止することができる。

#### 第16条【当社からの通知】

当社は、公式サイトへの掲載その他の適切な方法にて、会員に対し随時必要な情報を通知するものとし、公式サイトへの掲載その他の適切な方法にて通知をしたときに、会員は当該通知を受領したものとみなす。

#### 第17条【免責】

- 1.本規約又は本サービスの変更、会員資格の停止、退会処分、本会の閉会、その他の事由により本会及び本サービスに関して会員に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとする。
- 2.前項の規定にかかわらず、当社が会員に対して責任を負うものとされた場合においても、当社は、会員が被った損害について、過去12か月間に会員が当社に支払った年会費の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害については、賠償する責任を負わない。

#### 第18条【分離可能性】

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

#### 第19条【準拠法及び専属的合意管轄裁判所】

- 1.本規約の成立、効力、履行及び解釈は、日本国の法令に準拠し、同法令に従って解釈されるものとする。
- 2.本規約、本会又は本サービスの利用に関して生じた一切の紛争については、町田簡易裁判所又は東京地方裁判所立川支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 20 条【問い合わせ先】

本規約及び本サービスの利用に関する問い合わせ先及び連絡先は、次のとおりとする。

「クラブゼルビスタ事務局」

〒195-0062 東京都町田市大蔵町 550

TEL:042-735-6050